資料２

セキュリティ等の観点から
検討会での配布資料を
一部修正

デジタル技術を活用した効率的・効果的な
住民基本台帳事務等のあり方に関する検討会
（第２回）

事務局提出資料
（マイナンバーカード交付関連事務に係る負担軽減方策について）

令和８年10月　総務省

昨年WGの記載内容に関する状況報告

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ最終とりまとめの記載内容

１．住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
（２）マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
① マイナンバーカードの交付・電子証明書の記録に係る負担軽減方策
○ （前略）市町村のマイナンバーカード交付等に係る事務における標準的な業務フローを手作業とシステム処理に分解の上で、手作業で処理される業務のうち、特に事務負担が大きい業務から優先的に、デジタル化等による解決が可能かといった観点で、以下のとおり具体的な対応策の検討を行った。
ア~イ（略）
ウ　市町村独自で行っているカード管理簿の記入のほか、J-LISからのカード等の送付物の開封や仕分け、交付通知書やカード管理等が負担となっている。また、事務処理要領で定められた交付記録簿の作成や、転居時に転居届とは別に提出を受けるカード関係の複数の届出を確認することについても負担が大きい。
・職員と住民双方の負担軽減の観点から、電子証明書の交付記録簿は、各市町村において任意の方法で集計することで足りるものとして廃止されたほか、転居届や暗証番号の再設定など、複数の書類提出が必要な場面においては、新たに統合様式を作成し、その他の各種様式においても、政省令に規定のある記載事項を備える限り、市町村の判断において統合することは、手続漏れ等の防止にも資することから、これらの統合について支障ない旨をあらためて明示することが考えられる。
（略）

最終とりまとめ以後の取組内容

①転入・転居手続時における記載様式の統合

・転入・転居の場合において、転入・転居届とは別にカードの継続利用や署名用電子証明書の再発行のための書類を作成させ、審査する必要があったものを、統合した新たな様式を作成し、事務処理要領上で示した。（令和８年３月）

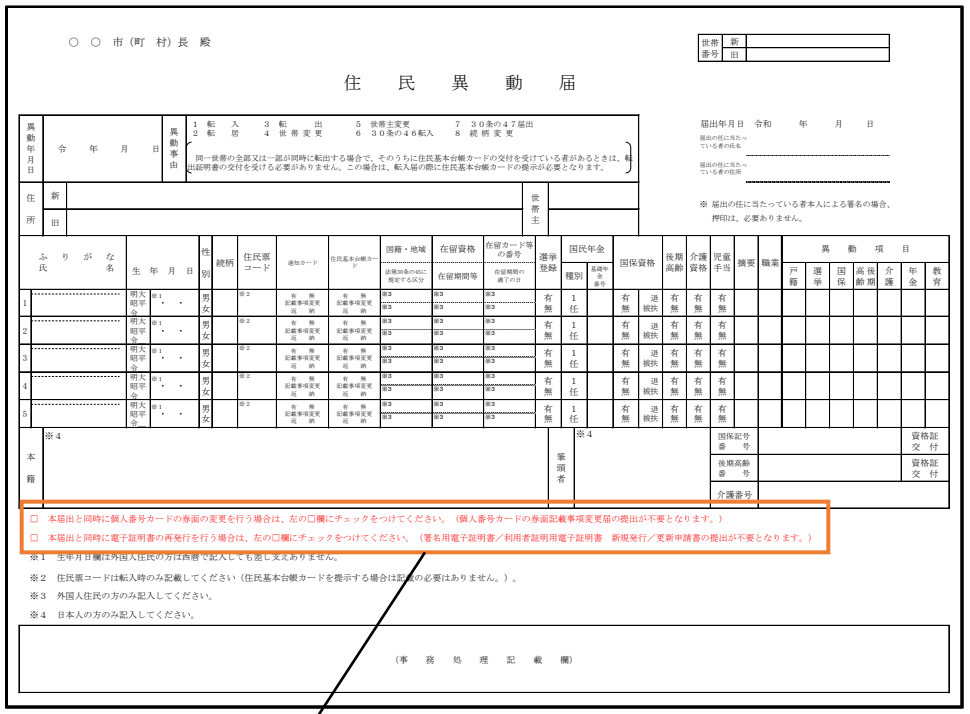
②電子証明書更新時の暗証番号再設定に関する記載様式の統合

・電子証明書を更新する際に暗証番号を失念している場合において、暗証番号再設定申請書と更新申請書を両方記入する必要があったものを、両者を統合した様式を新たに作成し、事務処理要領上で示した。（令和８年３月）

昨年WGの記載内容に関する状況報告

①転入・転居手続時における記載様式の統合

＜様式例＞



○ ○ 市（町 村）長 殿

住 民 異 動 届

世帯番号 新 旧

異動年月日 令 年 月 日

異動事由 1 転入 2 転居 3 転出 4 世帯変更 5 世帯主変更 6 30条の46転入 7 30条の47届出 8 続柄変更

同一世帯の全部又は一部が同時に転出する場合で、そのうちに住民基本台帳カードの交付を受けている者があるときは、転出証明書の交付を受ける必要がありません。この場合は、転入届の際に住民基本台帳カードの提示が必要となります。

届出年月日 令和 年 月 日

届出の任に当たっている者の氏名

届出の任に当たっている者の住所

※ 届出の任に当たっている者本人による署名の場合、押印は、必要ありません。

住所 新 旧

世帯主

ふりがな 氏名	生年月日	性別	続柄	住民票コード	通知カード	住民基本台帳カード	国籍・地域	在留資格	在留カード等の番号	選挙登録	国民年金 種別	国民年金 基礎年金番号	国保資格	後期高齢	介護資格	児童手当	摘要	職業	異動項目 戸籍	選挙	国保	高齢期	介護	年金	教育	
1	明大昭平令 ・ ・	男女		※2	有 無 記載事項変更	有 無 記載事項変更	※3	※3	※3	有無	1 任		有無	退被扶	有無	有無	有無									
2	明大昭平令 ・ ・	男女		※2	有 無 記載事項変更	有 無 記載事項変更	※3	※3	※3	有無	1 任		有無	退被扶	有無	有無	有無									
3	明大昭平令 ・ ・	男女		※2	有 無 記載事項変更	有 無 記載事項変更	※3	※3	※3	有無	1 任		有無	退被扶	有無	有無	有無									
4	明大昭平令 ・ ・	男女		※2	有 無 記載事項変更	有 無 記載事項変更	※3	※3	※3	有無	1 任		有無	退被扶	有無	有無	有無									
5	明大昭平令 ・ ・	男女		※2	有 無 記載事項変更	有 無 記載事項変更	※3	※3	※3	有無	1 任		有無	退被扶	有無	有無	有無									

本籍 ※4

筆頭者 ※4

国保記号番号 資格証交付

後期高齢番号 資格証交付

介護番号

□ 本届出と同時に個人番号カードの券面の変更を行う場合は、左の□欄にチェックをつけてください。（個人番号カードの券面記載事項変更届の提出が不要となります。）

□ 本届出と同時に電子証明書の再発行を行う場合は、左の□欄にチェックをつけてください。（署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書の提出が不要となります。）

※1 生年月日欄は外国人住民の方は西暦で記入しても差し支えありません。

※2 住民票コードは転入時のみ記載してください（住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。）。

※3 外国人住民の方のみ記入してください。

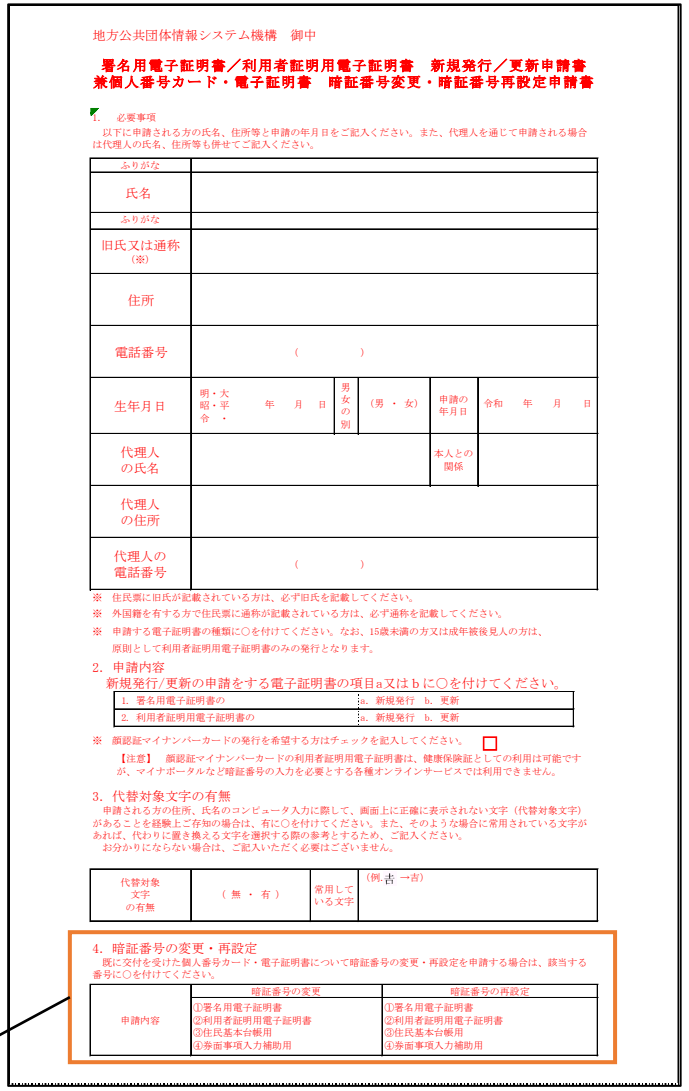
※4 日本人の方のみ記入してください。

（事 務 処 理 記 載 欄）

カード券面記載事項変更及び署名用電子証明書再発行についてのチェックボックスを追加

②電子証明書更新時の暗証番号再設定に関する記載様式の統合

＜様式例＞



地方公共団体情報システム機構 御中

署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書
兼個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・暗証番号再設定申請書

1. 必要事項

以下に申請される方の氏名、住所等と申請の年月日をご記入ください。また、代理人を通じて申請される場合は代理人の氏名、住所等も併せてご記入ください。

ふりがな	
氏名	
ふりがな	
旧氏又は通称（※）	
住所	
電話番号	（ ）
生年月日	明・大 昭・平 令・ 年 月 日
男女の別	（男 ・ 女）
申請の年月日	令和 年 月 日
代理人の氏名	
本人との関係	
代理人の住所	
代理人の電話番号	（ ）

※ 住民票に旧氏が記載されている方は、必ず旧氏を記載してください。

※ 外国籍を有する方で住民票に通称が記載されている方は、必ず通称を記載してください。

※ 申請する電子証明書の種類に○を付けてください。なお、15歳未満の方又は成年被後見人の方は、原則として利用者証明用電子証明書のみの発行となります。

2. 申請内容

新規発行/更新の申請をする電子証明書の項目a又はｂに○を付けてください。

1. 署名用電子証明書の	a. 新規発行 b. 更新
2. 利用者証明用電子証明書の	a. 新規発行 b. 更新

※ 顔認証マイナンバーカードの発行を希望する方はチェックを記入してください。 □

【注意】 顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。

3. 代替対象文字の有無

申請される方の住所、氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）があることを経験上ご存知の場合は、有に○を付けてください。また、そのような場合に常用されている文字があれば、代わりに置き換える文字を選択する際の参考とするため、ご記入ください。

お分かりにならない場合は、ご記入いただく必要はございません。

代替対象文字の有無	（ 無 ・ 有 ）	常用している文字	（例：吉 →𠮷）

4. 暗証番号の変更・再設定

既に交付を受けた個人番号カード・電子証明書について暗証番号の変更・再設定を申請する場合は、該当する番号に○を付けてください。

	暗証番号の変更	暗証番号の再設定
申請内容	①署名用電子証明書 ②利用者証明用電子証明書 ③住民基本台帳用 ④券面事項入力補助用	①署名用電子証明書 ②利用者証明用電子証明書 ③住民基本台帳用 ④券面事項入力補助用

暗証番号の変更・再設定についての申請項目を追加

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付

背景

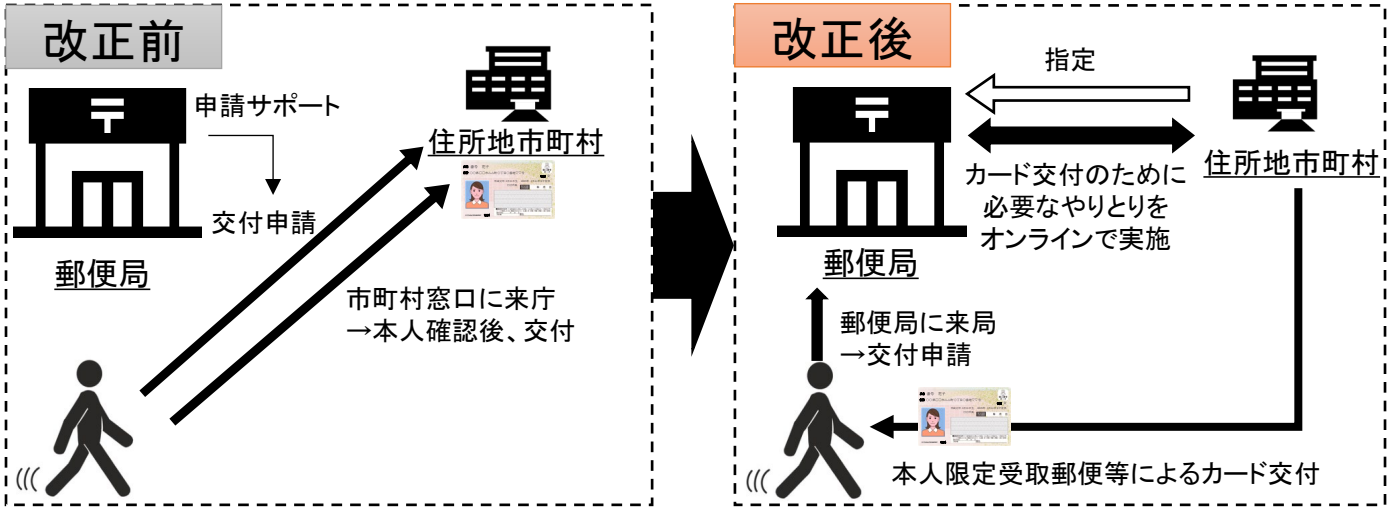
○ マイナンバーカード（電子証明書を含む）の更新需要を踏まえ、カードの交付申請の受付や電子証明書の発行・更新申請の受付等を実施できる場所の拡充が必要

○ 現在、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しているが、**あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能**に

郵便局事務取扱法の一部改正

施行期日：公布日施行（令和5年6月9日（金））

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。



制度改正の狙い

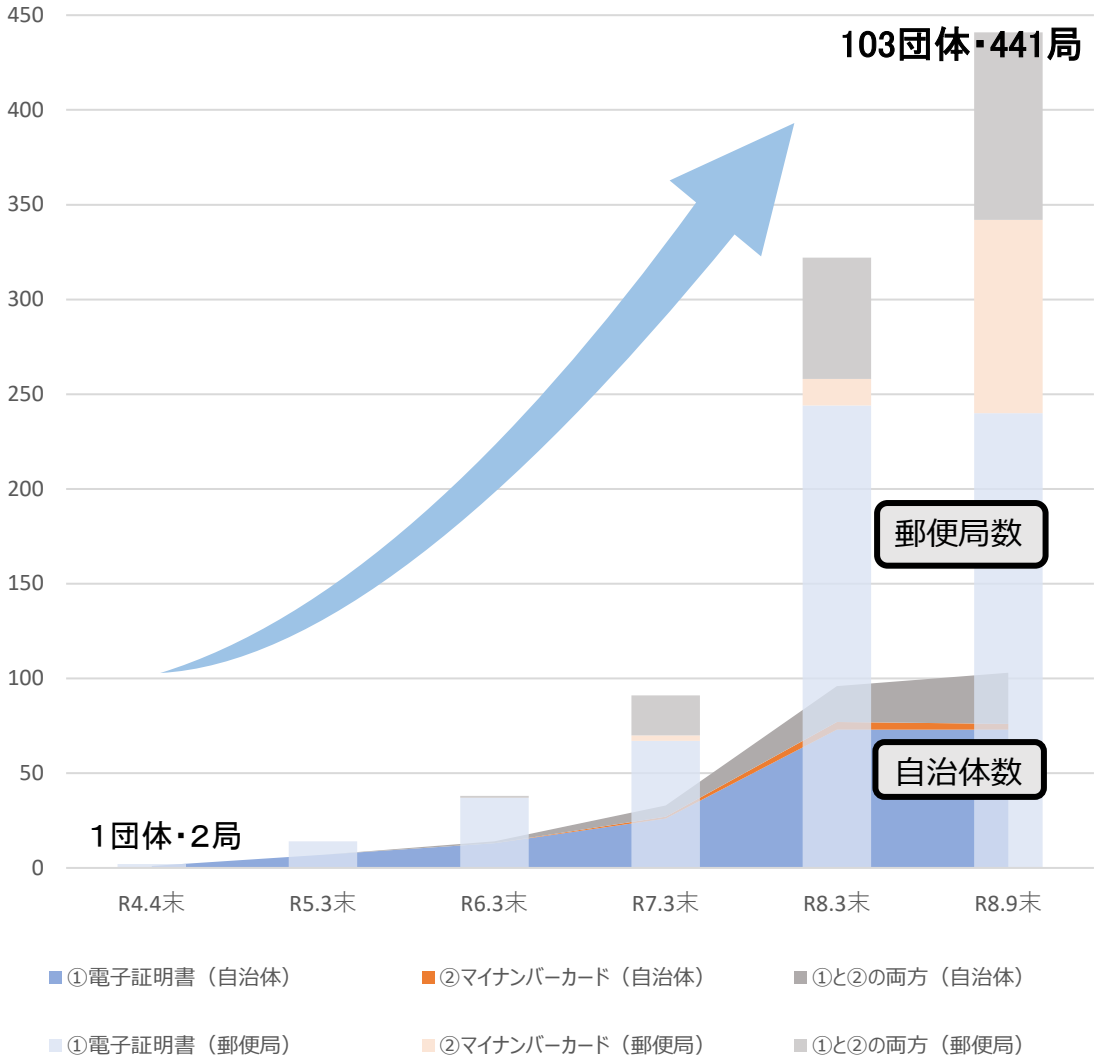
○ **国民の利便性向上**
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、**身近な郵便局で行うことも可能**となり、負担が軽減

○ **行政運営の効率化**
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

郵便局によるマイナンバーカード関連事務の受託の状況

○ 令和8年9月末時点において、103自治体・441局においてカード関連事務を実施している。
○ 離島などの役場から離れた遠隔地の郵便局に委託している事例もある。（例：波照間郵便局（竹富町））

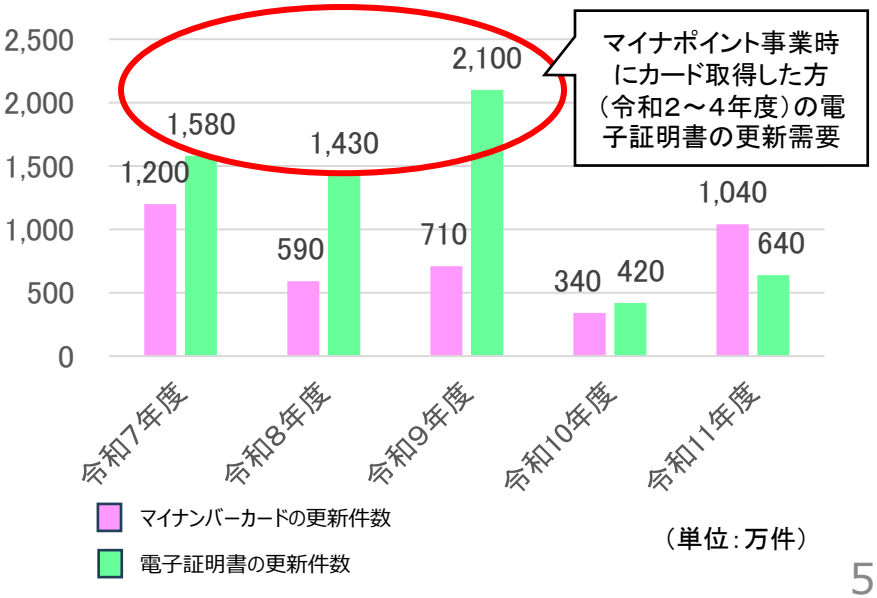
【マイナンバーカード関連事務の受託の状況】



	自治体	郵便局
①電子証明書の発行申請の受付等事務のみ実施	73自治体	240局
②マイナンバーカード交付申請の受付等事務のみ実施	3自治体	102局
①と②の両方を実施	27自治体	99局
合計	103自治体	441局

（内訳）令和8年9月末現在

【参考：カード等の想定更新件数】



事務フローの見直しによる郵便局への委託の推進

○　令和７年１２月に郵便局での事務フローを見直し、待ち時間を大幅に短縮。これにより、**郵便局への委託のインセンティブが増大。**

従前の事務フロー

住民来局時の手続

郵便局

②申請書・本人確認書類等のデータを送付

市町村

④審査完了の連絡

③申請者情報と住民基本台帳の情報との照合

①来局・申請

⑤新たな電子証明書を記録

⑥カードの引渡し

住民

住民の来局中に、郵便局と自治体間のやり取り、自治体での確認作業を要するため、待ち時間が発生

新事務フロー

事前の手続

市町村

②申請者情報と住民基本台帳の情報との照合

③申請者情報を転記した申請書を送付

①更新手続の申請・予約（オンライン・電話等）

事前に自治体での確認作業等を実施することで、当日の郵便局と市町村とのやり取りが不要

住民来局時の手続

郵便局

④来局・申請

⑤新たな電子証明書を記録

⑥カードの引渡し

住民

都市的地域における郵便局への委託の事例

京都府木津川市（R7.7~）

○　令和７年７月から電子証明書の発行等事務の委託を開始。

○　住宅街やスーパー併設の郵便局等に委託することで、買い物等の合間に近場の郵便局で手続を行えることとなり、住民の利便性向上につながっている。

○　市役所への問合せがあった際に郵便局での手続を案内。

電子証明書の発行等の郵便局委託実績（R7.7~R8.6）

郵便局（５局合計）	市全体	郵便局での委託率
6,893	17,202	40.1%

受託郵便局の様子



木津梅美台郵便局



木津兜台郵便局

写真はいずれもGoogleマップより引用

岡山県津山市（R6.9~）

○　令和６年９月から電子証明書の発行等事務の委託、令和７年７月からカード交付申請事務の委託を開始。

○　イオンモール併設の郵便局に委託することで、買い物等の合間に近場の郵便局で手続を行えることとなり、住民の利便性向上につながっている。

○　更新対象者に対し、郵便局での手続が可能である旨の案内を送付。

電子証明書の発行等の郵便局委託実績（R7.4~R8.4）

郵便局（１局）	市全体	郵便局での委託率
1,407	12,547	11.2%

受託郵便局の様子（イオンモール津山内郵便局）





写真はいずれもイオンモール津山HPより引用